

今後の電力政策の方向性について  
中間とりまとめ（案）

令和 4 年 12 月

## 目次

1. 背景 ······	3
2. 安定供給に必要な供給力の確保 ······	4
(1) 安定供給の基盤となる供給力管理メカニズムの高度化 ······	4
1) 総論 ······	4
2) 中長期的な安定供給に必要な供給力の維持・開発を計画する枠組みの形成 ······	4
3) 需給ひっ迫時の対応体制の高度化 ······	4
(2) 十分な供給力を確保する仕組みの構築 ······	5
1) 総論 ······	5
2) 容量市場の着実な運用、予備電源の仕組みの構築を通じた適切な電源退出管理 ······	5
3) 緊急の電源投資支援及び計画的な脱炭素電源投資支援 ······	6
(3) 官民の適切なリスク分担による強靭な燃料調達メカニズムの構築 ······	7
1) 総論 ······	7
2) 燃料調達における国の関与の強化、事業者の調達構造の見直し ······	7
3) 地域及び全国大の燃料融通の枠組みの構築 ······	7
3. カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ、脱炭素電源の導入推進 ······	8
(1) カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ ······	8
1) 総論 ······	8
2) マスターplanの策定と早期の具体化 ······	8
3) 発電側課金の円滑な導入 ······	10
4) 分散型エネルギー資源の活用等による系統運用の高度化 ······	11
(2) 脱炭素型の調整力の管理・確保メカニズムの高度化 ······	11
1) 総論 ······	11
2) 変動型の再エネの導入を進めるための調整力の管理・確保の仕組みの構築 ······	12
3) 脱炭素型の調整力の導入・転換支援 ······	12
4. 小売事業／市場・取引環境／制度のバージョンアップ ······	14
(1) 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保 ······	14
1) 総論 ······	14
2) 休廃止時における規律の強化 ······	15
3) 中途解約時における規律の強化 ······	16
4) 容量拠出金等の支払うべき費用の未払いへの対応について ······	16
5) その他の小売電気業者に対する規律の強化 ······	16
6) その他の課題 ······	17
(2) 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備 ······	18
1) 総論 ······	18
2) 長期・安定的な取引の観点 ······	18
3) 短期的・柔軟な取引の観点 ······	19
4) 卸供給・トレーディングを目的とする事業者への対応 ······	19

5) その他	19
(3) 多様化する小売事業・需要家の形態に応じた制度整備	20
1) 総論	20
2) グループ会社等内輪への供給類型について	21

## 1. 背景

電力システム改革に係る課題と対応については、これまでも電力・ガス基本政策小委員会（以下「本委員会」という。）において議論してきたところであるが、今般、GX（グリーントランسفォーメーション）を実行するべく、内閣総理大臣を議長とするGX実行会議が開催され、8月24日の第2回会議において、総理からエネルギーの安定供給の再構築について検討を加速化するよう指示があったことを受け、本委員会において、改めて電力システム改革に係る論点について議論を行い、11月24日に開催した本委員会において、電力制度の再点検結果を踏まえた今後の電力政策の方向性（案）を整理したところである。

本報告書については、この方向性（案）を踏まえて、今後の検討の方向性について中間とりまとめを行うものである。

### 今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ（案）

#### 安定供給に必要な供給力の確保

第56回 電力・ガス基本政策小委員会  
(2022年11月24日) 資料を修正

- **安定供給の基盤となる供給力管理メカニズムの高度化**
  - 中長期的な安定供給に必要な供給力の維持・開発を計画する枠組みの形成
  - 需給ひつ迫時の対応体制の高度化（再エネ出力、自家発、需要等の管理・予測の高度化）
- **十分な供給力を確保する仕組みの構築**
  - 2024年度に始まる容量市場の着実な運用、予備電源の仕組みの構築を通じた適切な電源退出管理
  - 緊急の電源投資支援及び計画的な脱炭素電源投資支援（長期脱炭素電源オーケションの枠組みを活用）
- **官民の適切なリスク分担による強靭な燃料調達メカニズムの構築**
  - 燃料調達における国との強化、事業者の調達構造の見直し
  - 地域及び全国の大燃料融通の枠組みの構築

#### カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ、脱炭素電源の導入推進

- **CN実現に向けた次世代電力ネットワークの構築**
  - 広域系統長期方針（マスター・プラン）の策定と早期の具体化（海底直流送電に対するファイナンス支援等）
  - 分散型リソースの活用による系統運用の高度化
- **脱炭素型の調整力の管理・確保メカニズムの高度化**
  - 変動型の再エネの導入を進めるための調整力の管理・確保の仕組みの構築
  - 脱炭素型の調整力の導入・転換支援 場水＆蓄電池の導入促進、水素・アンモニア混焼支援

#### 小売事業／市場・取引環境／制度のバージョンアップ

- **消費者の選択肢と安定性の確保**
  - 小売事業者の責任・規律の強化（事業モニタリング、告知強化）
  - 小売事業者のメニュー電源・経営に関する情報提供
- **競争と安定を両立する市場・取引環境の整備**
  - 長期・安定的な電源へのアクセス競争の拡大（望ましい期間・ロットの検討、常時Uの改善）
  - 電源市場・取引の効率化 御市場と需給調整市場の同時最適化、電源コーディネーターの市場アクセス解放
- **多様化する小売事業・需要家の形態に応じた制度整備**

## **2. 安定供給に必要な供給力の確保**

### **(1) 安定供給の基盤となる供給力管理メカニズムの高度化**

#### **1) 総論**

電力自由化の下で脱炭素化を進める中で、近年、火力発電所の休廃止が進展している。再生可能エネルギーの導入量は着実に増加しているものの、足下では供給力が減少傾向にある。

こうした中、2022年3月には東京電力管内及び東北電力管内で、また、同年6月には東京電力管内で電力需給がひっ迫するなど、電力の安定供給に関する課題が顕在化しており、電力の安定供給の重要性が再認識されるとともに、供給力を適切に管理するための仕組み（メカニズム）の構築が急務となっている。

#### **2) 中長期的な安定供給に必要な供給力の維持・開発を計画する枠組みの形成**

東日本における電力需給のひっ迫や、ロシアのウクライナ侵攻による燃料調達リスクの高まりなど、昨今のエネルギーをめぐる内外の情勢変化を踏まえ、電力の安定供給の価値が再認識されている。

現在、国全体の供給力については、毎年度、全ての電気事業者が電力広域的運営推進機関（以下「電力広域機関」という。）を通じて経済産業大臣に提出する「供給計画」によって、向こう10年間の供給力を把握することとしている。また、短期的には、同機関が、全国の電力需要が高まる夏（7月～9月）と冬（12月～3月）の前に電力需給の検証を行い、高需要期の電力需給の見通しを確認している。

こうした中、足下では、電力自由化の下で再生可能エネルギーの導入拡大が進む一方、火力を中心に電源の休廃止が進んでいる状況にある。また、中長期的には、カーボンニュートラルの実現に向けた電化の進展による電力需要の増大も想定されているところである。

このような状況を踏まえ、継続的に電力の安定供給を実現できるよう、国全体の供給力をよりきめ細かく把握しつつ、中長期的に必要な供給力を維持・開発していくための枠組みの形成に向けた検討を開始することとする。

#### **3) 需給ひっ迫時の対応体制の高度化**

2022年に発生した東日本における電力需給のひっ迫時には、国及び電気事業者から需要家に対し、最大限の節電を要請するなどの大幅な需要抑制が行われ、結果として停電を回避することができたところである。

しかしながら、今後は、電力需給がひっ迫するような事態をあらかじめ回避すべく、従来以上に足元の供給力の管理をきめ細やかに行う必要がある。

このため、供給計画を通じて個別の発電設備の稼働状況や休止予定を従来以上に的確に把握し、需給管理の高度化を図る。

また、一般送配電事業者において、日々の需給運用に際してすべての電源を効率的・効果的に活用できるよう、電源Ⅲ<sup>1</sup>の発電余力の把握や、そのオンライン化を進めるなど、需給運用の高度化を進めることとする。

## (2) 十分な供給力を確保する仕組みの構築

### 1) 総論

発電部門の自由化は早くから行われていたが、2016年的小売全面自由化により、発電事業は届出制となり、発電事業者には様々な事業者が参入している状況にある。

一方、東日本大震災以降、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入が急速に進んでいる。また、脱炭素の流れも相まって、火力発電所の稼働率が低下し、経済性の悪化に伴う火力発電所の休廃止の進行や、発電所の新設の停滞により、結果として電力需給が厳しくなっている。

こうした中、今後運用開始が予定されている「容量市場」に加え、脱炭素化を促しつつ、電源の新規投資を対象とした制度的措置等の検討の加速化・具体化を通じ、国全体としての十分な供給力を確保していく必要がある。

### 2) 容量市場の着実な運用、予備電源の仕組みの構築を通じた適切な電源退出管理

#### ①容量市場について

市場取引を通じ、国全体として効率的に必要な供給力を確保するための仕組みとして、「容量市場」が導入されおり、2024年度からは実際の受渡しが開始される。

容量市場では、実需給期間の4年前に行われるオークションを通じて供給力の確保が行われることとなる。2022年12月時点では、すでに2回のメインオークション（2024年度向け及び2025年度向け）の約定結果公表までが行われているところである。2024年度から開始される実際の受渡しに向け、着実な準備を進めるとともに、需給ひっ迫を踏まえた需要想定の在り方や高需要期以外への備え等の検討とも整合をとった運用を進める。

#### ②予備電源制度について

2024年度からは容量市場での実際の受渡しが開始され、日本全体で必要な供給力が確保されることになる。その際、容量市場が想定していない事象が生じ、供給力対策が必要となつた場合に電源が十分に確保できないということは、安定供給上、避けなければならない事態である。

そのため、一定期間内に再稼働可能な休止電源を維持する枠組みについて、容量市場など既存の制度を補完するものとして、制度検討作業部会において、予備電源に関する検討が進められているところである。

---

<sup>1</sup> 一般送配電事業者がオンライン指令で調整できない電源等

今後、予備電源に求められるリクワイアメントや、対象となる期間及びその費用、調達方法や費用負担の主体・在り方といった具体的な論点について、更なる検討を進めるとともに、容量市場と一緒にで適切な電源の退出管理を行っていくこととする。

### 3) 緊急の電源投資支援及び計画的な脱炭素電源投資支援

電力の安定供給に万全を期すとともに、計画的に脱炭素化を進めるため、2023年度を目途に、できる限り早期に長期脱炭素電源オークションを通じ、緊急の電源投資支援を行うとともに、計画的な脱炭素電源の投資支援を行うこととする。

その際の具体的な募集量と、その考え方については以下のとおりである。

#### ①緊急の電源投資支援について

電力の安定供給に万全を期すために行う緊急の電源投資支援は、比較的短期に建設が可能であり、他の火力に比べてCO<sub>2</sub>排出量が少なく、再エネの大量導入に欠かせない調整力としても期待できるLNG火力を対象に、時限的に実施することとしている。

その際、支援対象となるLNG火力は、早期に運転開始が可能であり、また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2050年までに脱炭素化することが大前提となる。このため、募集期間については、一般的なLNG火力の建設のリードタイム（数年間）を踏まえつつ、2030年度までの運転開始を念頭に3年間に限ることとする。

その上で、その募集量については、安定供給確保に十分な供給力を確保しつつ、脱炭素化に逆行しないよう必要最小限とするべく、以下の点を踏まえながら決定していくこととする。

- ✓ LNG火力の設備容量は2030年頃までに900万kW程度減少する可能性
- ✓ 2020年度から2022年度にかけて2024年度の想定需要は約200万kW増加
- ✓ 再エネの供給力は毎年100～150万kW増加
- ✓ 現在、設置変更許可済みだが再稼働していない原子力は約700万kW※現状供給力の外数
- ✓ 昨冬以来、夏冬の高需要期に最大80～360万kWの追加の供給力公募を実施

具体的には、募集量は初回オークションから3年間で合計300～900万kWとすることを基本としつつ、具体的な募集量については、長期脱炭素電源オークションの詳細設計を検討している、本委員会の下の制度検討作業部会において定めることとする。

#### ②計画的な脱炭素電源投資支援

長期脱炭素電源オークションを通じた脱炭素電源への投資支援は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、長期にわたり継続的に進めていくものである。

新規の電源の開発には長期間を要する中で、できる限り早期に脱炭素化を進める観点からは、2023年度に実施する初回オークションから、競争によるコスト抑制が期待できる範囲において、募集量を多めに設定することが望ましい。

一方で、今後のイノベーションにより脱炭素電源のコストが低下し、将来的に、より効率的に脱炭素電源を導入できるようになることが期待される。また、脱炭素電源の導入は、必ずしも本制度のみで進めていくものではない。

このため、初回オークションにおける脱炭素電源の募集量は、スマールスタートを基本とすることとしている。

こうした中で、容量市場で確保されている足下の1.2億kWの化石電源を、電源建設のリードタイムを踏まえつつ、2050年までにすべて脱炭素電源に置き換えていくとすると、年平均で600万kW程度の脱炭素電源の導入が必要となる。

したがって、初回オークションの募集量は、年平均導入必要量の600万kW未満としつつ、計画的に脱炭素化を進めていく観点から、必要量の半分に相当する300万kWを上回ることを基本とする。

その上で、具体的な募集量については、長期脱炭素電源オークションの詳細設計を検討している、本委員会の下の制度検討作業部会において定めることとする。

### (3) 官民の適切なリスク分担による強靭な燃料調達メカニズムの構築

#### 1) 総論

自由化されている発電分野において、燃料の安定的な調達は、民間事業者が自らの責任で行うことが基本である。

他方、昨今の国際的なエネルギー情勢の変化の中で、燃料（特にLNG）の調達リスクが高まっており、民間事業者が経済合理性の範囲で対応することが困難なリスクも顕在化している。

こうした中、昨年来、夏冬の高需要期に向けて、一般送配電事業者による追加の燃料調達(kWh公募)を実施しているところであるが、世界的な脱炭素化の流れの中で、燃料調達を取り巻く不確実性の増大は、一過性のものではなく、当分の間、継続することが見込まれる。

このため、エネルギーを取り巻く構造的変化に対応し、官民の適切なリスク分担の下、強靭な燃料調達メカニズムを構築することが必要である。

#### 2) 燃料調達における国の関与の強化、事業者の調達構造の見直し

原燃料の調達に関する不透明さが増す中、中長期的なLNGの安定調達に向けて、調達に対する国の関与を高め、余剰在庫の戦略的確保を支援していくことが必要である。

このため、石油のように長期間タンクに置いた備蓄が困難というLNGの性質を踏まえ、本年施行された経済安全保障推進法に基づく「特定重要物資」に「(LNGを含む)可燃性天然ガス」を指定し、民間企業の調達力を活かす形で、有事に備えたLNG確保の仕組み（戦略的余剰LNG：SBL（Strategic Buffer LNG））を構築する。

また、民間事業者のリスク対応力を高める観点から、他社との共同調達やポートフォリオ契約を含めた連携のほか、調達先の分散化等の調達構造の見直しを促す方策について、引き続き検討を進める。

#### 3) 地域及び全国の大規模な燃料融通の枠組みの構築

ロシアによるウクライナ侵攻や、生産国の設備トラブル等、原燃料をめぐる状況の不透明感が増している中、原燃料の供給対策に万全を期す必要がある。

現在、電力に関しては「需給ひっ迫を予防するための発電用燃料に係るガイドライン」において、ガスに関しては「大規模原料途絶時の対応ガイドライン」において、それぞれ業界内の原燃料の融通を含め需給ひっ迫時の対応等が定められている。また、一部の事業者間では、平時から業界を超えたLNG配船のスワップ等が行われているところである。

他方、原燃料途絶等により需給ひっ迫が顕在化した際の供給対策に万全を期す観点から、業界を超えた原燃料の融通の実務等について、国と関係事業者が実効的な検討の枠組みを整備することが適当である。

このため、今般、原燃料途絶等により需給ひっ迫が顕在化した際の電力・ガス共通の対応として、地域の事業者間での連携枠組み及び全国での連携枠組みを構築することとしたところである。具体的には、本年11月に地域ごとに「LNGの安定供給に関する地域協議会」を開催したほか、同じく11月に第2回電力・ガス需給と燃料調達に関する官民連絡会議を開催した。加えて、「需給ひっ迫を予防するための発電用燃料に係るガイドライン」及び「大規模原料途絶時の対応ガイドライン」を改定し、今後需給ひっ迫が生じた際又は生じることが見込まれる際は、こうした枠組みを活用していくことを位置付ける。

### 3. カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ、脱炭素電源の導入推進

#### (1) カーボンニュートラル実現に向けた送配電網のバージョンアップ

##### 1) 総論

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、レジリエンスの向上や電力の安定供給を確保しつつ、脱炭素電源の拡大を進めていくことが必要。また、電化の進展など社会構造も変革する中、将来の電源や需要を見据えて、全国大で電力ネットワークを次世代化する必要がある。

そのため、再エネポテンシャルへの対応、電力融通の円滑化によるレジリエンス向上を広域的に行うべく、広域的な系統運用に加えて、全国大での広域連系系統の整備の方向性を示すマスター・プランの検討を進めている。あわせて、ローカル系統の増強規律を定めることにより、効率的かつ着実な系統整備を進めていく。

一方、系統整備には時間や費用を要することから、既存系統の活用も重要。高経年設備について適切な保守等を促していくとともに、日本版コネクト＆マネージとして、既存系統を最大限に活用する取組も進めている。あわせて、再エネ地産地消等の観点から、エリアによっては分散グリッドの進展も重要。こうした取組を支えるために、デジタル技術の活用などを通じた系統運用の高度化も進めていく。

これら送配電網のバージョンアップを円滑に進めるため、費用負担の在り方についても検討を進めている。

##### 2) マスター・プランの策定と早期の具体化

再エネ大量導入とレジリエンス強化のため、我が国の電力ネットワークを次世代化していく必要がある。そのため、電力広域機関において、2050年カーボンニュートラルも見据えた、広域連系系統のマスター・プランを検討中であり、2022年度中に策定予定である。今後の具体的な系統整備に向けては、より効率的な整備に向けて、需要や電源の立地誘導、既存インフラの活用などを検討していくこととする。

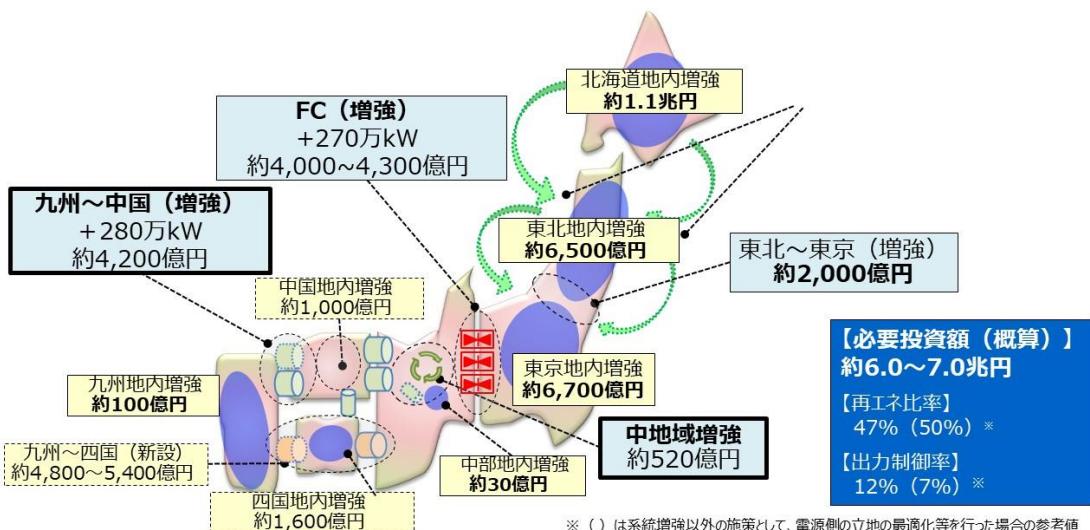
加えて、カーボンニュートラルの実現や安定供給及び広域流通のために特に重要な地域間連系線等の整備計画については、遅滞なく、着実かつ迅速に計画の実施を進めることが不可欠である。そのためには、技術的な実現可能性や数兆円規模の系統投資に必要な資金調達環境の整備等が必要である。費用回収については、これまで全国調整スキームの整備等を進めてきたが、建設にあたってのイニシャルコスト分の資金調達、遅延リスクへの対応が課題となる。

そのため、イニシャルコスト分の資金調達の円滑化や国民負担の低減といった観点から、全国調整スキームの適用期間を運転開始より前（例えば着工時点）から開始することを検討していくこととする。早期適用の範囲としては、例えば利息相当分などの将来的なコスト削減の効果が認められる費用を対象として検討していくこととする。なお、対象となる系統電気工作物は、規模が一定以上のもので電気の安定供給の確保のために設置の遅延を防止することが特に重要なものを対象としてその実施計画を経済産業大臣が認定することとし、当該基準に適合しなくなった場合や特段の事情等がないにも関わらず、実施計画に基づく整備又は更新を行わないと認められる場合等には、当該認定を取り消すこととした上で、計画の認定が取り消された場合、計画の実施事業者は交付金の全部又は一部を返還することを検討していくこととする。

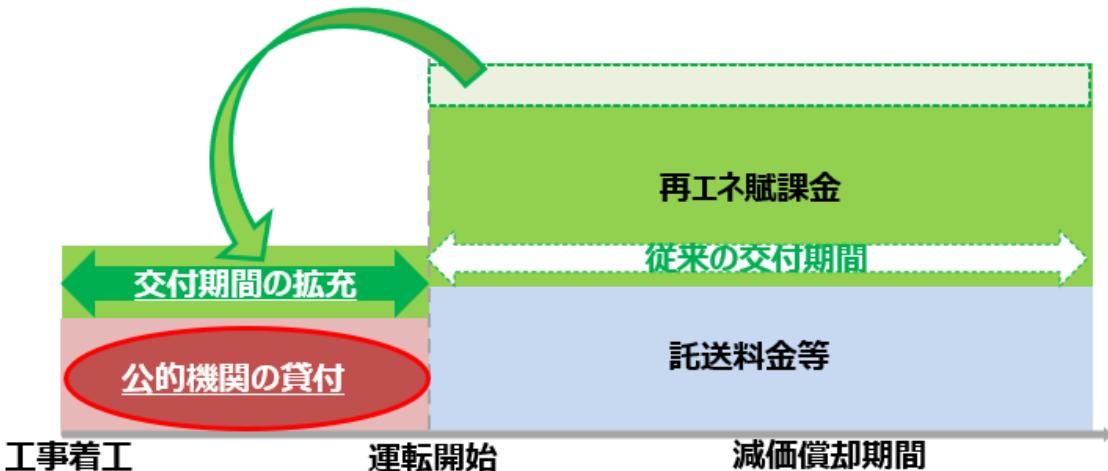
また、市場分断が継続的に生じている中で、電気の広域的流通の観点からは、分断の解消も重要。現在、全国調整スキームに基づき、便益に応じた交付を行うこととしているが、これに加えて、地域間連系線等の整備又は更新に係る費用の一部に充てるため、値差収益を原資として公的機関から計画の実施事業者に対し貸付を行うことを検討していくこととする。

加えて、大規模かつ類例の少ないプロジェクトの遅延・増額リスクを低減する仕組みとして、他インフラの例も参考に、国の関与の在り方等については引き続き検討していくこととする。

#### ＜参考：マスター・プラン策定に向けた長期展望（案）＞



＜参考：系統投資に必要な資金調達環境の整備＞



### 3) 発電側課金の円滑な導入

再エネの導入拡大に伴い、導入が進む地域ほど系統の整備や調整力の確保に要する費用負担が重くなるなど、地域的な負担の偏りが顕在化しつつある。こうした中で、再エネ導入拡大の便益は特定の事業者やエリアに限られず、全国に及ぶことを踏まえた費用回収の在り方について、議論を行っている。

発電側課金は、その負担が適切に需要家に転嫁される場合、課金相当額を受電地域の需要家が負担することにより、再エネの大量導入に伴う費用を地域間で公平に負担する効果が期待される。また、再エネの導入が特定地域に集中しがちな現状を鑑みれば、発電側課金の有する立地誘導効果も見込まれる。加えて、発電側課金の導入は、既設再エネの有効活用（リパワリング等による稼働率向上）を促す効果もある。

一方で、発電側に新たな負担を求める発電側課金の円滑な導入に向けては、再エネの最大限の導入を妨げないよう、FIT/FIP等の取扱いを慎重に検討する必要がある。事業者等の予見性の確保のため、既認定FIT/FIPを対象とした上で調整を行う場合には、本制度の政策目的の一つである立地誘導効果は限定的である一方で、再エネ賦課金の上昇により国民負担が増加する懸念がある。また、こうした調整措置の導入にかかる事業者負担にも配慮が必要である。他方で、再エネの大量導入により供給エリアを越えた再エネ電気の取引増加も見込まれる中、需要家とともに系統利用者である発電事業者にも負担を促す発電側課金については、その制度趣旨を踏まえつつ、将来像を見据えて早期に導入することも求められている。

このため、既認定FIT/FIP（※発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。）については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とし、新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮する。非FIT/FIPについては、事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うこととして、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、発電側課金の円滑な導入に向けた取組・検討を進めいくこととされた。

また、今後、調整力として重要性を増す揚水発電や蓄電池等については、揚水発電・蓄電池の電力は、再エネなど別の電源で発電した電力量を活用・蓄電し、必要時に発電・放電することで需要家に届いているが、①再エネなど別の電源での発電した際、②揚水発電・蓄電池による発電

した際に、①と②に発電側課金を課すこととなり、再エネなど別の電源と揚水発電・蓄電池の合計での発電側課金による費用負担が他の電源と比べて大きくなる可能性がある。

こうした中で、発電側課金は、kW課金とkWh課金の比率を1:1としていることを踏まえると、揚水発電・蓄電池への発電側課金に関し、kW課金については、系統利用者である揚水発電・蓄電池に対しても課金することとする一方、kWh課金については、揚水発電・蓄電池を経由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から免除することとする。

こうした議論を踏まえ、関係審議会において検討を進め、2024年度に導入することとする。

#### 4) 分散型エネルギー資源の活用等による系統運用の高度化

電源の早期接続や社会コスト低減の観点から、系統増強とともに、既存系統の活用も重要。このため、日本版コネクト&マネージを進めており、例えばノンファーム型接続については、2021年1月から開始し、2022年8月末までに、約4,500万kWの接続検討の申込み、約460万kWの契約申込みが行われている。今後は、系統混雑や出力制御が前提となる中、出力制御の低減や予見性を高める情報公開が重要となる。そのため、電源のオンライン化、需要対策、ダイナミックレーティング等のデジタル技術も活用した更なる運用の高度化を進めていく。

また、レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用する配電事業者を電気事業法上に新たに位置付けたところである。今後、再エネ、EV、蓄電池、エネファームなどの分散型エネルギー資源（DER）の導入拡大が進む中、エリア全体の需給調整やローカル・配電系統等の運用高度化のためにも、こうした配電系統以下のDERも効率的に活用・制御することが必要である。このため、例えば、現在NEDOにて進めているDERを活用した混雑緩和の実証の結果等も踏まえた送配電やアグリゲーターによるDERの活用・制御方法等の検討や、配電事業の促進、送電レベルと配電レベルの系統運用の連携等を進めていく。

#### （2）脱炭素型の調整力の管理・確保メカニズムの高度化

##### 1) 総論

カーボンニュートラル実現に向けて、現在、調整力として重要な役割を担っている火力発電の減少が見込まれる中、今後、新たに確保する調整力はできる限り脱炭素型にするとともに、既存の調整力についても、段階的に脱炭素型に置き換えていくことが重要となる。

現状、脱炭素型の調整力として期待の大きい揚水発電は、固定費用が高い一方で稼働率が低いこともあり、中長期的な経済性が必ずしも十分に確保できていない。また、今後導入が進むと考えられる系統用蓄電池についても同様の課題を持つ可能性がある。

他方、2024年度から容量市場の運用が開始することで、一定の固定費の回収が可能となるとともに、再エネの導入拡大に伴う卸電力市場価格の変動等により、中期的に稼働率の向上が見込まれる。

こうした中で、脱炭素型の調整力の導入及び転換を促進するため、足下では、長期脱炭素電源オークション制度の具体的な制度設計を進めるとともに、初期の設備投資や維持管理費の軽減を図るための予算措置等を講じている。

カーボンニュートラル実現に向けて、今後、脱炭素型の調整力の導入及び転換を更に促進する上で、長期脱炭素電源オークション制度や需給調整市場等において、脱炭素型の調整力確保を後押しする仕組みを検討していくこととする。

## 2) 変動型の再エネの導入を進めるための調整力の管理・確保の仕組みの構築

現状、発電電力量の約7割を火力が占めており、変動再エネの導入拡大に伴う調整力や慣性力が不足する事態は生じていない。今後、太陽光や風力等の変動再エネが拡大する一方、火力の比率が低減していく中、必要な調整力や慣性力を計画的に確保していくことが重要である。

また、カーボンニュートラルの実現に向けては、火力主体の調整力を脱炭素化し、揚水や蓄電池等をより一層活用していくことが求められる。このため、引き続き、電力広域機関におけるマスター・プランシナリオにおける将来的な調整力の必要量や対策、系統WGにおける北海道エリアの調整力や不足等の対応について検討を行っている。

こうした取組を進めつつ、地域間連系線の容量も含めた各エリアの特性を踏まえた上で、全国大で中長期的に必要となる調整力や慣性力と対策の方向性について、様々なシナリオの下で検討を進めていくこととする。

## 3) 脱炭素型の調整力の導入・転換支援

今後、変動再エネが拡大する一方、調整力の中心を担っている火力の比率が低減していくため、必要な調整力や慣性力を計画的に確保していくことが重要であり、様々な技術を活用かつ競争を促しながら、調整力の脱炭素化を進めていくことが必要。

このため、中長期的には、必要となる調整力や慣性力の将来見通しとともに脱炭素型調整力確保に向けた新たな制度措置や、市場と競争環境の整備等について検討していくこととする。

同時に、蓄電池の導入支援や接続環境の整備や揚水発電の維持・強化などとともに、大規模サプライチェーンの構築や供給インフラの整備など水素・アンモニア混焼への支援に取り組む。また、脱炭素型の調整力の重要性、競争環境確保の観点から、長期脱炭素オークションの制度設計についても必要な検討を進めていくこととする。

＜参考：脱炭素型の調整力・慣性力確保に向けた対策、蓄電池の導入環境の整備や揚水発電の維持・強化＞

### 脱炭素型の調整力・慣性力確保に向けた対策

- 脱炭素型調整力の確保に向けた新たな制度措置の検討
- 慣性力等各市場を通じた多様な技術の競争環境の整備の検討
- 家庭用蓄電池、EV、エネファーム、ヒートポンプなど低圧リソースの活用に向けた検討 等

### 蓄電池の導入環境の整備や揚水発電の維持・強化

- 蓄電池における導入支援、接続環境の整備
- 揚水発電の維持・強化に向けた予算支援や、需給調整市場等への参加機会の拡大の推進
- 発電側課金に関し、他電源との公平性の観点から、揚水発電・蓄電池におけるkWh課金の免除
- 水素・アンモニア混焼への支援（大規模サプライチェーン構築、供給インフラの整備への支援） 等

(出所：再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第47回）2022年12月6日 資料1より抜粋・一部加工)

## ＜参考：蓄電池の導入加速に向けた取組＞

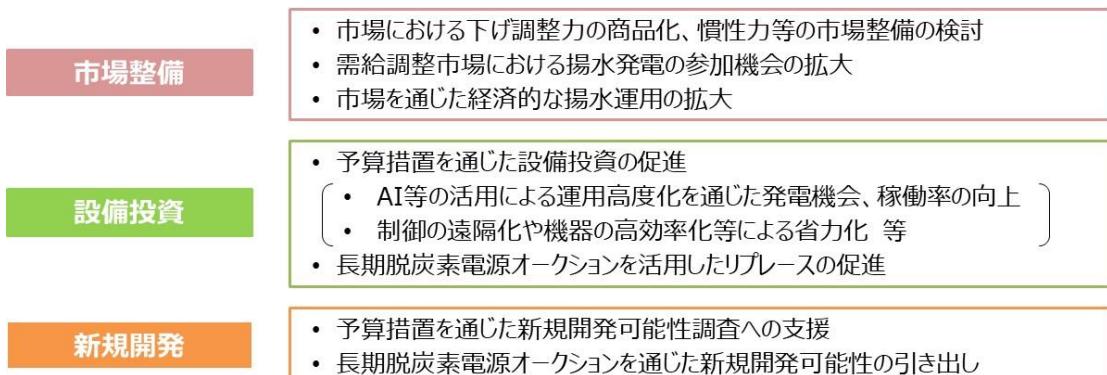
- 定置用蓄電池の導入拡大に向け、①ビジネスモデルの確立、②円滑に系統接続できる環境整備、③収益機会の拡大等を進める。



(出所：再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第47回）2022年12月6日 資料2より)

## ＜参考：揚水発電の維持・強化＞

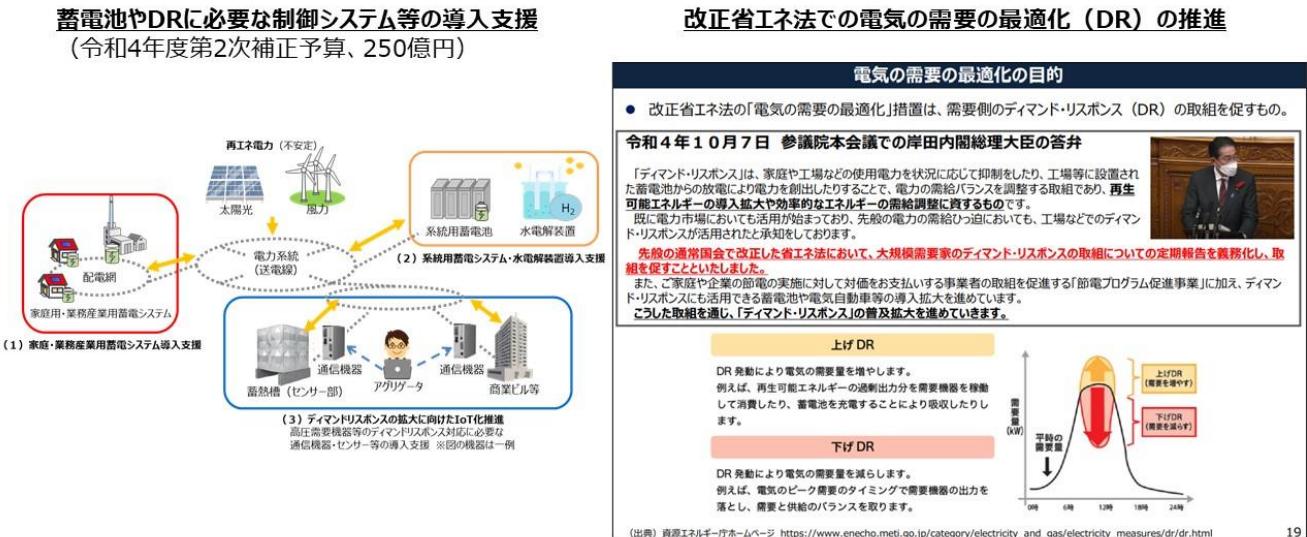
- 揚水発電については、1950年代から開発が本格化したことから、2020年以降、建設後60年を超える発電所が増加。他方、現在の市場環境では採算性が低く、大規模な設備投資を行うことが難しく、撤退や機能停止のリスクが向上している。
- 他方、再エネの導入拡大により、電力の安定供給を確保する調整力として重要性が向上するとともに、再エネの蓄電を通じた脱炭素型の調整力としても、維持・強化していくことが必要不可欠。
- このため、揚水発電の採算性の向上に取り組むことが重要であり、①市場環境の整備や市場における経済的な運用の拡大、②長期脱炭素電源オーケションを活用したリプレースの促進や新規開発可能性の引き出し、③予算措置を通じた設備投資や新規開発FS調査支援等を進めて行く。



(出所：再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第47回）2022年12月6日 資料2より一部加工)

<参考：ディマンドリスponsの拡大に向けた取組>

- ディマンドリスpons（DR）は、電力需給ひつ迫時の需要抑制（下げDR）、再エネ余剰時の需要創出（上げDR）を通じて、需給の最適化に貢献。
- 今冬からの節電プログラムの開始に加え、蓄電池やDRに必要な制御システム等の導入支援、改正省エネ法におけるDR実績評価の枠組み導入を進めていく。



出所) 2022年10月18日 2022年度第2回 工場等判断基準WG 資料3

(出所：再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第47回）2022年12月6日 資料2より)

## 4. 小売事業／市場・取引環境／制度のバージョンアップ

### (1) 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保

#### 1) 総論

2016年の小売全面自由化後、小売電気事業者の数は大幅に増加している。また、ガス、石油、通信といった従来型の新規参入者の分類を超えて、再エネを主力商品とする事業者や、地域新電力のような新たな価値を提供する新規参入がおこり、需要家に対して、新たな価値を提供している。

このように多くの事業者が新規参入している背景には、電気事業法上、小売電気事業者に対して供給力確保義務を課すものの、発電所の保有を義務付けるものではなく、卸電力市場における調達が可能であることや、需給管理の外部委託等、新規参入の障壁を低く設定してきたことが大きく寄与していると考えられる。

卸電力市場のスポット市場価格は、小売全面自由化以降、一定期間は低水準で推移をしていたが、2021年1月の市場価格の高騰、足元でおきている市場価格の高水準での推移等、卸電力取引市場に電源の大部分を依存する従来のビジネスモデルでは、小売電気事業を持続的に経営することは難しい経営環境にある。

実際に、スポット市場に依存するビジネスモデルにおいては、小売電気事業からの撤退（破産・廃業・休止）、縮小（中途解約）が相次いでいる。

小売電気事業のリスクが高まっている中、財務基盤が脆弱な事業者も一定程度存在しているが、安易な事業撤退・縮小により需要家に影響を与えることがないよう、小売電気事業者自身においては、市場リスクの管理、必要な資金の確保等、適切に経営管理を行うことが必要であることに加え、小売電気事業者単体で対応が難しい場合は、親会社等のグループ会社に資金的な支援等の協力を仰ぐことも検討することが必要である。

また、今年の春以降、事業撤退や事業縮小する小売電気業者からの中途解約の申込みを受けた需要家が他の小売電気事業者への契約の切替えができず、無契約状態になったり、一般送配電事業者から最終保障供給の提供を受ける事例が増加している。最終保障供給の件数は、4.2万件<sup>2</sup>まで増加している。こうした事象から、電力システムにおける需要家の立場が不安定化していると考えられる。

このため、小売電気事業者に対する規律を強化する方向で、電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）における検討状況も踏まえ、小売電気事業については、登録審査時、事業開始後、事業終了時の各段階があること等を踏まえて、規律強化のための措置について検討を進めることが必要である。

## 2) 休廃止時における規律の強化

電気事業法上、小売電気事業を休廃止する場合には、あらかじめ、需要家に対して、その旨を周知させることが義務付けられている<sup>3</sup>。

しかし、具体的な周知期間については「予め相当な期間を置いて」とだけ規定しているため、契約切替え先からの供給開始までに要する期間を踏まえて、周知期間をより明確に設定することが求められる。

また、現行法上は、休廃止する旨を周知すれば義務を履行したこととなり、①供給停止日、②苦情や問い合わせの連絡先、③最終保障供給等の提供事業者等、需要家保護の観点から必要な情報の周知については法令上求められていないが、こうした重要な周知事項は制度上明記することが求められる。

周知期間について、小売電気事業に関するフォローアップ調査結果によれば、スイッチングを受け付けた事業者のうち7割が供給開始可能となる周知期間は、低圧は60日程度、特別高圧・高圧は90日程度であることを踏まえて、小売電気事業者を休廃止する場合には、低圧であれば60日前、特別高圧・高圧であれば90日前に周知しなければならないこととすることが適当である。

さらに、需要家数が多い事業者が休廃止する場合には、一時に需要家利益に大きな影響が生ずるため、国がこの周知を的確に監督するため、一定規模以上の需要家を有する事業者が休廃止を行う場合にはあらかじめ国に報告することとすることが適当である<sup>4</sup>。

---

<sup>2</sup> 2022年12月1日時点

<sup>3</sup> 電気事業法第2条の8第3項

<sup>4</sup> 電気通信事業法においては、電気通信事業の休廃止について、①周知期間、②周知すべき内容、②周知事項の事前届出を定めている（同法第26条の4）。

### 3) 中途解約時における規律の強化

小売電気事業からの撤退又は小売電気事業の縮小に伴い、小売電気事業者が需要家に対して小売供給契約の中途解約を申し出、供給を停止するケースにおいて、

- ① そもそも約款や契約書上に小売電気事業者側の事由により解約を申し出るケースについて定めていなか、申し出期間が短い、
- ② 解約の通知をしてもその間に需要家における契約の切替えが進まず、供給停止日を後ろ倒しする、
- ③ 供給停止日までに契約の切替えが終了せず、無契約になる

といった事例が生じている。

中途解約が行われる場合も、十分な対応期間が確保されることが需要家保護のためには重要であり、小売電気事業者からの中途解約の申し出（需要家側の債務不履行等を理由とする場合を除く。）についても、休廃止時と同様、契約切替えまでに要する期間を踏まえて、一定期間前の告知を制度化することが適当である。

また、その期間については、休廃止の周知期間と同様の期間を設けることが適当である。

さらに、大規模な中途解約についても、休廃止時と同様に、あらかじめ国に報告することとすることが適当である<sup>5</sup>。

あわせて、中途解約においては、①のとおり、そもそも約款や契約上に小売電気事業者側の事由による解約及び自動更新の拒否<sup>6</sup>に関する事項が特段定められていないケースが散見されており、また、電気事業法において小売供給契約の締結にあたって料金その他の供給条件を需要家に説明することを求めているものの、小売電気事業者側の事由による解約等に関する事項については、現行法上は求められていないといった実態がある。しかしながら、小売電気事業者側の事由による解約等に関する事項は、その際の手続きやそのリスクを需要家が認識するために重要な情報であると考えられるため、小売供給契約の締結時において小売電気事業者から需要家に対し説明することが義務づけされている事項に追加することが適当である。

### 4) 容量拠出金等の支払うべき費用の未払いへの対応について

容量拠出金等の支払うべき費用の未払いは、他の小売電気事業者及びその需要家の負担の増加につながるものであり、また、小売電気事業者の経営状況を把握する上で有用な情報であるため、容量拠出金の未払いが生じるようなケースについては、電力広域機関から国に情報共有を行い、国が、必要に応じて、小売電気事業者に対して報告を求めることが適当である。

### 5) その他の小売電気事業者に対する規律の強化

電取委において検討している、登録審査やモニタリング等の強化について、今後の具体的な制度化が期待される。本委員会においても、電取委における検討状況を適時キャッチアップしていくことが望まれる。

<sup>5</sup> 事前告知期間は、電気事業法上のルールであり、当事者間の合意により、これよりも短い期間を設定することが妨げられるものではないと整理する方向性で検討を進める。

<sup>6</sup> 期間の定めがある契約において自動的な更新を行わないことを指す。

## <電力・ガス取引監視等委員会における検討内容の概要>

主な検討内容	
事業開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売登録審査では、短期のみならず、中期的な事業継続性についても、申請者に説明を求める。具体的には、資金見通しを含めた「事業計画」の提出を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促す。</li> </ul>
事業開始後	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告する。</li> <li>上記報告を通じたセルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う。</li> </ul>
事業撤退時	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売電気事業者が事業撤退する場合には、需要家の契約切替えに要する期間を確保するための十分な周知期間の設定を行う。</li> <li>インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定を行う。</li> </ul>

出所：第 55 回 電力・ガス基本政策小委（2022 年 11 月 8 日）資料 3-3 より作成

小売電気事業者に対する規律を強化していく中で、今後、小売電気事業者に対する業務改善命令が増加することも想定されるところ、命令した場合に、その事業者名、命令内容等を公表することは、その時点で当該事業者と契約を結んでいない需要家を含め需要家保護に資するため、須く公表を行うこととすることが適当である。

### 6) その他の課題

小売全面自由化以降、新電力においては、旧一般電気事業者が提供する料金メニューとの比較容易性の観点から、その地域の旧一般電気事業者の燃料費調整と同様の仕組みを導入して、需要家にサービスを提供する傾向にある。しかしながら、旧一般電気事業者の燃料費調整の前提とする電源構成と新電力の電源構成は異なる。特に、市場価格が高騰する局面においては、この不一致による、収支への影響は大きい。こうした中、一部の旧一般電気事業者や新電力においては、市場価格の変動を燃料費調整に織り込む動きがある。今後、市場価格の変動リスクの全部または大部分を需要家が負うメニューが優勢になることや、市場価格と連動した料金を望まない需要家には選択肢がないケースが増加していくことが危惧されるところである。需要家が、市場価格変動リスクがないものを含め、多様な料金メニューを選択できる環境を確保しながら、小売電気事業者間の競争を活性化させることが必要である。

需要家が多様な料金メニューを選択できる環境を整えていく中で、従来の旧一般電気事業者と同型のメニューによる比較容易性から歩みを進め、需要家に対して多様な料金メニューの中での比較に資する情報が適切に提供されることが重要と考えられる。さらに、需要家が小売電気事業者を適切に選択する上では、料金の水準や料金メニュー以外にどのような情報が望まれるか、どういう形式での情報が理解に資するか、整理していくことが必要である。また、その情報の提供の在り方については、事業者の自発性に委ねることとするのか、ガイドラインで情報提供の項目を含めその在り方を示すことが望ましいのか、その他の制度的な措置が必要なのかも、併せて検討していくことが必要である。

## （2）競争と安定を両立する市場・取引環境の整備

### 1) 総論

小売電気事業者間の競争を促進するためには、新電力による電源アクセスの環境を整備することが重要である。大手電力から新電力への卸売りの観点からは、内外無差別な卸売りの徹底、ベースロード市場の整備、スポット市場における限界費用での余剰電力全量供出、といった取り組みが継続的に行われている。これらの取組の更なる徹底と共に、足下発生している課題等を踏まえ、卸電力市場や電力卸売りについて、不断の改善・見直しが必要である。

### 2) 長期・安定的な取引の観点

小売電気事業者の経営や小売電気料金の安定性の観点からは、長期の電力相対卸取引や先渡取引、先物取引等の取引が行いやすくなる環境の整備が重要である。このため、中長期の取引について、既存の先渡取引や先物取引などとの関係も踏まえつつ、改めて、取引の全体像の整理及び必要な対策の検討が必要である。具体的には、どのような主体（市場運営主体や販売主体）が、どのような契約形態（期間・契約ロット（数量）等）の取引を、どのような場で設置するか等の整理・検討が必要となる<sup>7</sup>。

新電力のベース電源代替という目的で導入された常時バックアップ（以下「常時BU」という。）については、内外無差別な卸売りが担保できた場合、常時BUを廃止することが適当とされている。現在、旧一般電気事業者各社において、内外無差別な卸売りについて、取組がなされているところであり、旧一般電気事業者においては、交渉スケジュールの明示や卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表等、一定程度の成果が出る可能性がある。内外無差別な卸売りがなされている中で、常時BUが残り続け、例えば、「ある新電力が相対協議やオークションにおいて、常時BUよりも高価な価格提示や入札を行ったにもかかわらず、他の新電力の常時BUが優先される」といった事例が発生した場合、公正・公平な競争環境が阻害される。この点「適正な電力取引についての指針」（令和4年11月14日、公正取引委員会、経済産業省）（以下「適取GL」という。）において、旧一般電気事業者が常時BUを卸すことが規定されているため、常時BUの廃止のためには適取GLの改定が必要となる。このため、適取GLを改定し、電取委において内外無差別な卸売りを行っていると判断されたエリアにおいては、常時BUを卸す必要がない旨の記載を加えることとする。

なお、常時BUの廃止にあたっては、新電力の電源調達や事業活動に一定の影響が出る可能性も踏まえて、どのようなステップで行うことが望ましいか引き続き検討を行うこととする。あわせて常時BUについては、電取委の制度設計専門会合において、足下の発生している事象として、常時BUの総契約量に占める一部の新電力の契約割合が極めて高いことや転売なども報告されており、こういった事象は新電力間の競争環境を歪めているおそれがある。前述のとおり一義的には、旧一般電気事業者が内外無差別の徹底と常時BUの廃止を行うことが重要であるものの、廃止までに期間において、足下の問題を放置することは望ましくないため、足下の対応とし

<sup>7</sup> なお、「あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会」においても、燃料確保の観点から同様の議論を実施している。

て、運用上の問題の対処や現状の市況を踏まえた当座の対応等について、引き続き検討を行うこととする。

### 3) 短期的・柔軟な取引の観点

現行制度においては、

・調整力がスポット市場等に売り入れされず、市場の売り切れに伴う価格高騰や、  
・市場が複数あることで、過剰な台数の起動等、電源の運転が非効率になる懸念、  
等の問題が指摘されている。このため、卸電力市場と需給調整市場の取引最適化を図ることが必要であり、現在、「Three-Part Offer (①起動費、②最低出力費用、③限界費用カーブでの入札)」を導入するとともに、kWh と  $\Delta \text{kW}$  を同時に約定させる仕組み」について、「るべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会」において検討が行われている。加えて、足下の対応として、電力広域機関等において、三次調整力②の時間前市場への売り入れについても検討が行われている。引き続き、これらにおいて検討を進めていくことが適当である。

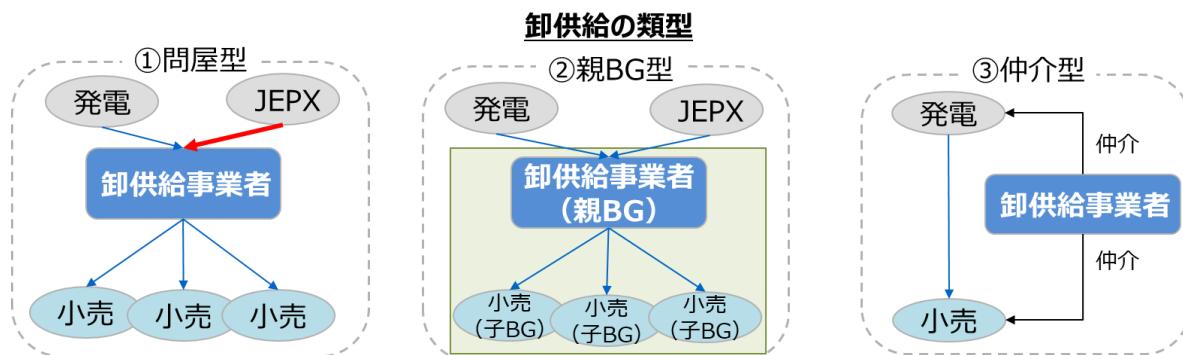
### 4) 卸供給・トレーディングを目的とする事業者への対応

卸供給・トレーディングを主たる目的とする事業者が、JEPX の取引に参加するために小売電気事業のライセンスを取得する事例が登場している。

市場リスクを管理する能力が高い事業者等が電力サプライチェーンに参入することにより、リスク管理について知見が蓄積していない新電力が、安定的に電源を調達できる可能性を高めることが期待される。このため、卸供給・トレーディングを目的とする事業者による、市場取引への参入が容易となる環境整備について検討を進めることとする。

この際、需給バランスに悪影響を与えないように、現在の全国的な需給管理の仕組みと整合的な形で、その取引動向を把握・管理することが必要であることに留意することが必要である。

なお、卸供給の類型としては、問屋型、親BG型、仲介型の3類型に整理できるが、JEPX に加入するニーズや需給管理を適切に行う必要性の観点から問屋型を検討の対象とする。



### 5) その他

電力システム改革を通じて整備されてきた、①容量、②ベースロード、③需給調整、④非化石の各市場においては、順次、取引が開始され、各分野の重要な価格指標となるとともに、事業の予見可能性の向上や電源アクセスの改善等に一定の効果を生じている。

他方、各市場の運用においては、必ずしも十分な競争環境が実現しないといった課題も顕在化しており、随時、制度の見直しが行われているところである。こうした不断の見直しを引き続き着実に進めつつ、電力システム改革から10年になることを機に、各市場における公正・公平な競争環境の在り方等について、検討を行うことが必要である。

### (3) 多様化する小売事業・需要家の形態に応じた制度整備

#### 1) 総論

分散化が進むと同時に、供給側の不安定性、信頼性の揺らぎが顕在化する中で、これまで電力の供給を受けるだけの位置づけだった「需要家」が、再エネ電源の開発、DRに応じた供給力の提供等、供給側の機能も担いつつある。

今後、カーボンニュートラルの達成に向けて再エネを中心とした分散型社会の更なる発展が期待される中で、需要家自身の自律性、供給側の役割も増していくものと考えられる。

既に、需要家自身が、再エネ調達や経済的調達の観点から、自ら小売電気事業のライセンスを取得し、グループ会社に対して電力供給する事例も登場している。

また、節電プログラム促進事業によって、DRプログラムを具備する小売電気事業者が300社近くまで大幅に拡大。DRがありふれたものになる日も近いと考えられる。

こうしたことから、今後、次のような類型がさらに拡大していくことが見込まれる。

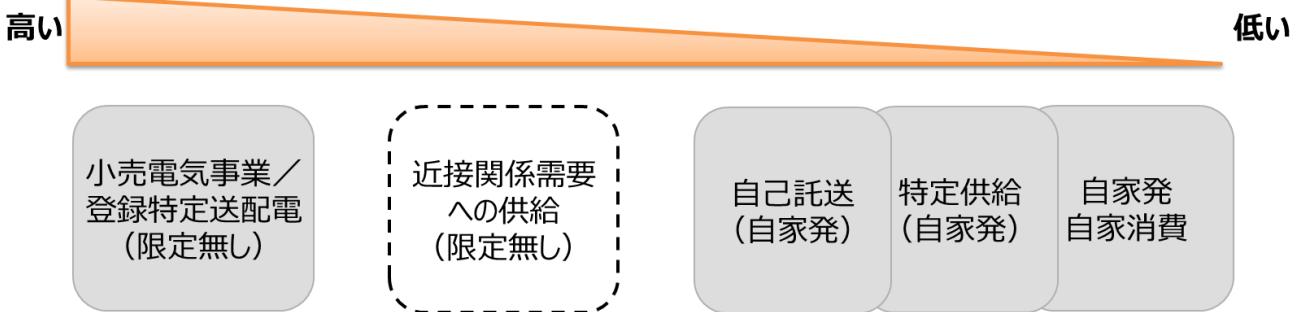
- ① 需要家（グループ）自身による電源調達・系統を経由した供給
- ② アグリゲーターを通じた需要側・分散型リソース統合への参加、アグリゲーター・需要家グループと小売事業者との連携

小売電気事業は、「一般の需要」に応じて電気を供給する事業であり、グループ企業等内輪への供給のようなケースは、厳密には小売電気事業として想定したものではない。

小売電気事業に対しては、「一般の需要」の需要家保護のために、規律の強化が必要であるが、一方で、需要家が自律性を高めようとする結果出てくる、このようなグループ企業等内輪への供給という事業類型については、自ずと需要家保護の必要性は薄いと考えられる。

このため、小売電気事業とは異なり、需要家の自律性に見合った責任と需要家保護の範囲内で電力供給を行えるよう、新たなライセンスの設定も含め、制度的な検討を進めることが必要である。

#### 制度的な需要家保護の必要性（⇒需要家自律性）



## 2) グループ会社等内輪への供給類型について

### (i) 方向性

小売全面自由化以降、700者を超える事業者が小売電気事業者として登録され、当初は想定していなかった、自社のグループ会社等内輪に対してのみ電力供給を行うことを目的としたビジネスモデルが出現している。

電気事業法上、小売電気事業者は「一般の需要」に応じ電力供給を行うものと規定されており、自社のグループ会社など特定の者の需要に応じて電力供給を行うものは当該定義に該当しない。「一般の需要」に応ずるものとして、仮に小売電気事業に参入したとしても、グループ内での供給であり、一般の需要家と比較し、その保護の必要性が低いこと、また、今後小売電気事業者について登録時、事業開始後、事業撤退時に必要な規律の強化が図られることを踏まえれば、グループ内供給について新たなライセンス類型（特定需要供給事業者（仮称）。以下同じ。）を設け、小売電気事業者と切り分けるとともに、その規制の在り方については、小売電気事業者とのバランスも考慮しつつ、規制の合理化を図っていく方向性の下、引き続き、検討を進めることとする。

### (ii) 規制の内容

電力自由化により一般家庭等の需要家についても自ら電気の供給を行う事業者を選択することができるとした一方で、事業者との交渉力に乏しく、こうした需要家は事業者との情報の非対称性が大きいため、需要家を保護する観点から小売電気事業者にはさまざまな規制を設けている。特定需要供給事業者（仮称）は、グループ内供給であるため、小売電気事業者に課されている規制のうち、情報の非対称性に着目した需要家保護のための規制（供給条件の事前説明義務、契約締結時の書面交付義務など）は不要とし、事務コストの負担軽減を図ることとする<sup>8</sup>。

他方で、小売電気事業者に課せられている規制のうち、安定供給のために措置されている規制（供給能力確保義務、供給計画作成義務、電力広域機関への加入義務など）は、特定需要供給事業者（仮称）が小売電気事業者と同様に、一般送配電事業者等の所有する送配電設備を用いて、その需要家に電力を供給することに鑑みれば、その供給を一般送配電事業のインバランスに頼ることとなるなど、モラルハザードが生じないよう、当該安定供給に係る規制は引き続き必要であると考えられる<sup>9</sup>。

なお、参入規制のレベルについては、規制の内容とのバランスを考慮し、引き続き、検討を進めることとする。

### (iii) 供給対象

特定需要供給事業者（仮称）の供給対象としては、他法令を参考に出資比率をその対象条件とする場合には、以下の対象が考えられる。

<sup>8</sup> 今般新たに小売電気事業者に対し、規制の強化として導入検討を行っている、登録時、事業開始後、事業撤退時に係る規制については、上記と同様に需要家保護の観点から検討されていることに鑑みれば、特定需要供給事業者への適用は不要と考えられる。

<sup>9</sup> 仮に上記のとおり、安定供給に係る規制を特定需要供給事業にも課すこととなれば、卸電力取引市場（JEPX）における調達を認めるなど、小売電気事業者と同様にその供給力については特段の制限は設けないととする。

- ・自社（蓄電池を含む）・100%出資関係である完全子会社等
- ・会社法に基づく過半数以上の出資関係等である親子会社・兄弟会社等
- ・持分法<sup>10</sup>に基づく20%以上の出資関係等である関連会社

出資比率に限らず、より広い対象要件とする場合には、次のような対象も考えられるところではあるが、同ブランド下で経営を行っているといった商慣習によるグループ会社までもその供給の対象とした場合は、利益相反となる可能性がある。こうした点も考慮した上で、例えば、まずは会計上一体としてみることができる範囲をその供給対象として、引き続き、検討を進めることとする。

- ・資本関係に加えて、主要な取引先をその定義に含む、特定関係事業者<sup>11</sup>を参考とする
- ・フランチャイズ契約など同ブランド下で経営を行う形態

#### （iv）小売電気事業者との競争上の公平性について

特定需要供給事業者（仮称）は、小売電気事業者に準ずる類型として、規制の合理化を図りつつも、小売電気事業者との公平性も同時に考えなければならない。

小売電気事業者はその業務を行う上で、その電源調達方法に関わらず、下記の料金等の支払義務を負っているが、特定需要供給事業者についてもその調達方法に制限はないこと、また小売電気事業者とのバランスの観点から、一般送配電事業者への託送契約に基づく託送料金等の支払いに加えて、再エネ特措法の納付金や容量拠出金の支払いを求めることとすることが適当である。

なお、現在、自己託送のスキームを用いて電力を供給し、その後、需要地内融通として実際には別の者が電力を使用するといった事例が出現している。このような供給は法に抵触はしないが、自己託送の制度の趣旨を超えるものであるため、そのような供給形態は、小売電気事業者又は特定需要供給事業者（仮称）として電気を供給するものと整理することが適当である。

---

<sup>10</sup> 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

<sup>11</sup> 会社法をはじめ、各法において定めがある。